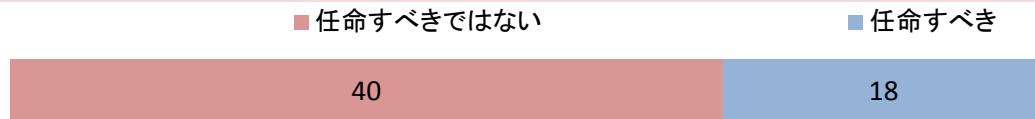


再発防止策等に関する意見窓口に提出された意見の概要

- 意見募集期間 平成27年10月7日(水)～平成28年10月4日(火)
- 提出意見総数 116通

○ 法科大学院教員の考査委員任命に関する意見(合計58件)



<任命すべきではないとする意見例>

- ・ 試験問題作成者とロースクール生の教育に携わる者が同一であってはならない
- ・ 試験問題作成者が教員、受験側がその教え子という近い関係であることが問題
- ・ 試験問題は受験者と事前に接触する可能性のない委員のみで作成
- ・ 法科大学院教員は、自分が受け持った学生に合格してもらいたい、司法試験合格率が法科大学院の評価になるので合格者数を増やしたいと考える
- ・ 試験の公平性や透明性の方が大事
研究者委員については、元法科大学院教員や法学部教員から適任者を探し、現役の法科大学院教員は参加しないことが望ましい
- ・ 実務家のみで出題が難しいとされる憲法や会社法に限り、法科大学院教員ではない研究者を任命してアドバイスを求める
- ・ 今後は、問題作成において、研究者委員を排除して実務家が行い、司法試験が実務家登用試験であることを明確にする

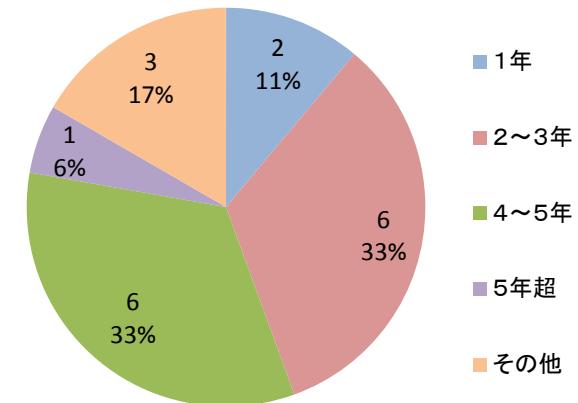
<任命すべきとする意見例>

- ・ 司法試験の出題においては、実務と学説との適切な架橋が行われなければならない
- ・ 法科大学院教員の指導を受けた際、出題内容を匂わすようなことは一切なく、授業で強調した点、逆に極端に手薄な点から出題されるといった偏りもなかった
優れた法科大学院教員を考査委員から外すことは、問題の質を極めて低下させる
- ・ 学者が考査委員を務めることは重要
法律を学問として研究している学者は、司法試験のような一度きりの試験で、勉強の深さ、広さを問う試験を作成することができ、実務で使われる範囲でしか理解をしていない実務家では、必要な能力を一度に測る試験問題は作成できない
- ・ 実務家では判例ベースに偏り、現在の判例の問題点を指摘する学説の展開を意識した作問がどこまで期待できるか疑問

<その他の意見例>

- ・ 幅広く情報収集した後、第三者の意見も交えて考査委員を人選
- ・ 適任者を探すシステムを持ち続けることが大事

○ 考査委員の任期に関する意見(合計18件)



※「〇～〇年」とする意見は、その範囲で多い年数に集計した。

<意見例>

- ・ 任期が長すぎると、惰性や弛緩が生じやすくなる
- ・ 任期が長いと人間関係が固定化し、馴れ合いが生じる
- ・ 長期に担当すると、内部の事情に精通して行くことや慣れにより心理的に漏えいが容易になる

○ 考査委員の遵守事項に関する意見

<意見例>

- ・ 考査委員が法科大学院生・修了者に指導することを禁止し、法科大学院、学生及び修了者に周知
- ・ 内部通報制度を制定して調査をできる体制を設け、指導の事実を把握できなかった法科大学院に何らかのペナルティを設ける
- ・ 考査委員への指示を徹底、罰則を強化、考査委員の構成を変えない方法により再発を防止する

○ その他再発防止策等に関する意見

<意見例>

- ・ 試験問題の管理を徹底し、その試験問題に携わることができる人間をごく限られた最低限の人数にする
- ・ 問題等の作成は、情報セキュリティが強化された場所のみで行う
- ・ 複数問題を作成し、作成者は出題される問題が分からない仕組みとする
- ・ 今回のような不祥事があったことで、自律的な抑制が自ずと働くと思われるので、特段の制度改革は必要になるとは思えない